

藤原兼輔伝考（一）

工藤，重矩

<https://doi.org/10.15017/12198>

出版情報：語文研究. 30, pp.18-29, 1971-03-31. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

藤原兼輔伝考(一)

工藤重矩

はじめに

藤原兼輔は三十六歌仙の一人として、また紫式部の曾祖父として、広くその名を知られており、研究者によつては和歌史的(歌壇的)にも高い位置が与えられている。

また、その人柄については、たとえば、目崎徳衛氏は「紀貫之」の一節(一〇五頁)で、「延喜親政の有力メンバードったけれども、彼は袞籠の袖に隠れて権力を振おうとする人柄ではなく、文学や宗教に強く引かれる脱俗的性情の持主であつた」と述べられた。これは氏のみならず、現在の学界の平均的兼輔像であるといえる。

しかし、歌壇的役割についても人柄についても、以下述べるように、なお、再検討すべき点が少くないと思われる。兼輔の伝記的研究は主旨「三十六人歌仙伝」を出ていないので、再検討をかねて、兼輔の伝記をできるかぎり詳細に述べることとする。

なお、この稿は紙幅の関係もあつて、兼輔伝の第一回分とし

て参議就任(延喜廿一年正月卅日)までを扱っている。

一 生いたち

兼輔は元慶元年(八七七)、利基の六男として生まれた。^①北家冬嗣流であるが、祖父良門は内舍人で、父利基は従四位上右中将で終つており(尊卑分脈)、既に傍流であつた。

利基の官歴を「三代実録」によつて辿れば次のとおりである。貞観二年十一月十六日叙従五下(左衛門大尉)。同五年二月十日内匠頭。備前権介。同年三月卅日次待従。同年八月十日左衛門佐。同十一年叙従五上。元慶元年正月三日叙正五位下(右近少将兼行備前権介)。同三年十一月廿五日叙従四下(右近少将兼行備前権介)。仁和二年正月七日叙従四上(左馬頭)。同三年二月二日相模守(左馬頭如元)。(以下不詳)このコース・速度は兼輔のそれとほぼ同じである。「公卿補任」によつて兼輔のそれを記す。主なる異同を「歌仙伝」「古今和歌集目錄」を以て示した。

寛平九年七月七日昇殿。(元東宮殿上。今月三日踐祚。)十年正月廿

九日讃岐権掾。(殿上旁。)四月八日如故昇殿。昌泰四(三)年二月十九日右衛門少尉。延喜二年正月七日従五下。(殿上非藏人旁。)二月廿一日昇殿。同三年二月廿六日内蔵助。六年正月七日従五上。七年二月廿九日右兵衛佐。助如元。九年正月廿七日藏人。十年正月七日従五上。同月日右衛門佐。助如元。十三年正月廿一日兼左少将。(助如元)十四年正月十二日兼近江介。十五年正月七日正五下。十六年三月廿日内蔵権頭。十七年正月廿九日転頭。八月廿八日藏人头。十一月十四日従四下。十九年正月廿八日兼備前守。同日兼佐近権中将。廿一年正月卅日参議。二月七日左近衛権中将如元。廿二年正月七日従四上。延長二年二月一日兼近江守。權守五年正月十二日権中納言。即叙従三位。(超五人。)八年十二月十七日兼右衛門督。承平三年二月十八日薨。五十七。号堤中納言。

参考までに兄兼茂も加えて位階の昇進速度をまとめたのが次の表である。

利基	兼茂	兼輔
在官		
従五下	九〇〇	九〇二
従五上	九〇二	九〇〇
正五下	九一四	九一五
従四下	九一七	九一七
従四上	九二二	九二二
従三位	九二七	九二七
公西亮	公西亮	
(?)	(4)	(4)
8 2 8	6 3 12	5 2 5 (9) 8 (4)

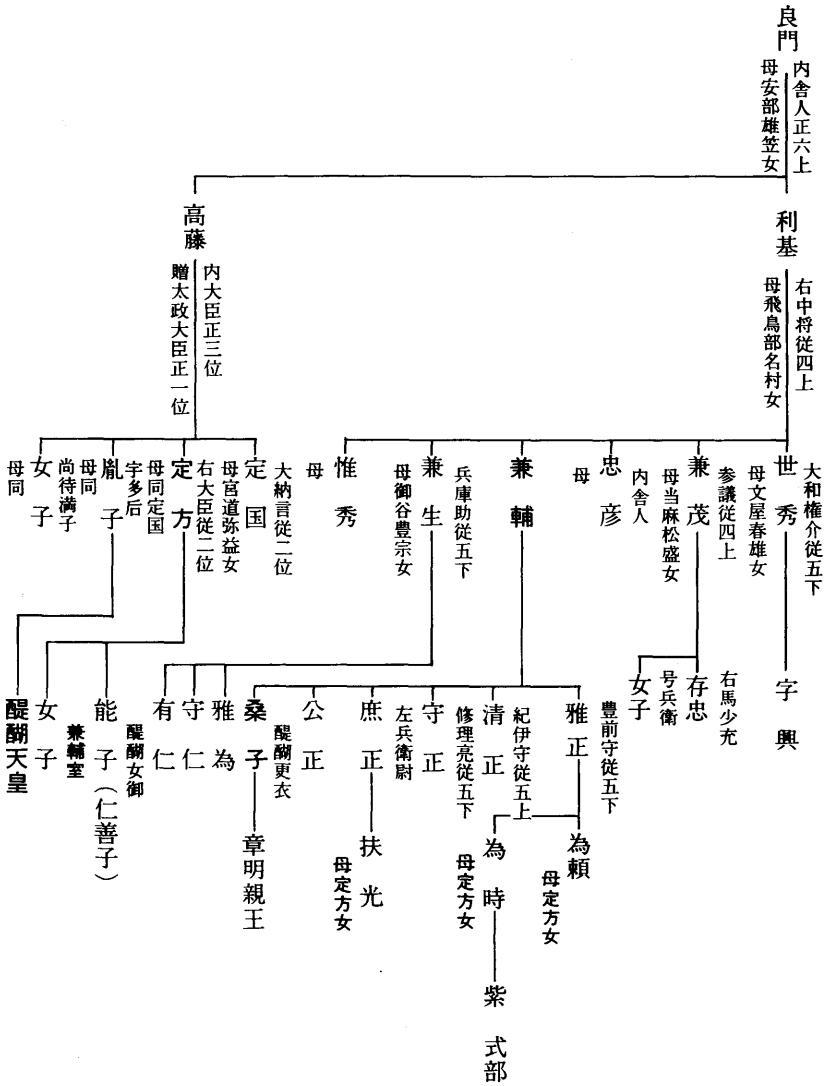
兼輔が従五位下を叙せられたのは、寛平十年正月に讃岐権掾に初めて任ぜられてより四年目の延喜二年、二六歳の時である。利基が従五下を叙せられたのも同じ年令の頃とすれば、兼輔の生まれた元慶元年は四十歳前後、没したのは、「尊卑分脈」に「右中将従四上」とあるのを極官とすれば、「毘沙門堂古今集註」に「寛平五年三月中将、九年三月卒」(未刊国文古註釈大系四。一九〇頁)とあるに従って大きくは違わぬであろう。兼輔二十一歳の時の事である。

若くして父を失った兼輔にとつて母方の比重は大きかったと思われるが(祖父良門も内舍人とあるから早逝であろう)、「尊卑分脈」に「伴氏」と伝えるのみで詳かでない。この母が没するのは、別稿に於て叙べる予定であるが、承平元年のことである。伴氏は貞観八年(八六六)の応天門の変によつて大納言善男等が流されて以後、政治の第一線からは退いている。兼輔の生まれた元慶元年(八七七)はその約十年後の事である。その点でも将来は明るくなかった。

兄弟には、世秀(母文屋春雄女)、兼茂(母當麻松盛女)、忠彦(母不明)・兼生(母御谷豊宗女)・惟秀(母不明)がいる。延喜二三年参議となつた兼茂を除けば、他は従五下どまりである。子が少なく、あるいはいない所からすれば、比較的若く没したのであろう。(系図参照)

若し醍醐天皇が即位することが無ければ、受領階級として終るべき運命にあつた。例外的に中納言まで昇りえた兼輔の場合も、後半生に於て急激な上昇を示すのであつて、前半生は特に目立つほどの昇進ではない。(前掲表参照)

※「尊卑分脈」を基とし他資料により数人を附加。高藤系は必要人物のみ提出。



二 定方と兼輔

兼輔がともかくも中納言になりえたのは、醍醐天皇の伯父である定方の婿となつたことに依ると思われる。以下、定方と兼輔の關係について述べる。

利基の没した寛平九年の七月三日、宇多天皇は讓位して上皇となり、十三歳の醍醐天皇が即位した。天皇の母后は高藤の女胤子（寛平八年六月卅日薨）であつたので、この勸修寺家は一時的ながらも繁栄を見ることになつた。

寛平五年四月二日敦仁親王（醍醐天皇）が皇太子に立つや、翌六年正月には高藤は三階を越えて従三位（非参議）を叙され、昌泰三年薨じた時には内大臣正三位（三位二年参議三年中納言三年大納言三年内大臣一年）となつており、薨後正一位太政大臣を追贈されたのである（公卿補任）。

その男定国（母同胤子）も順調に進んで昌泰二年二月廿四日参議、同年閏十二月五日權中納言従三位（三十三歳）、昌泰四年正月兼右大将、延喜二年正月廿六日大納言となつたが、延喜六年七月二日薨じた。四十歳。

この同母兄の思いがけぬ早い死によつて、定方は勸修寺家の長の位置に押し上げられることになり、延喜六年右權中將（三四歳。定国はこの歳には中納言）にすぎなかつた官位も、九年四月九日参議、十三年正月廿八日中納言従三位（超六人）、同年四月十五日兼左衛門督、十九年九月十三日兼右大将、廿年正月廿日大納言、廿一年正月七日正三位、延長二年正月廿二日右大臣、四年正月七日従二位、八年十二月十七日転左大将、承平

二年八月四日薨、同十一日贈従一位、六十歳。（公卿補任）と天皇の伯父にふさわしく昇進を重ねている。

定方の栄進は、その任大臣の宣命に「大納言正三位藤原定方朝臣波於朕天近親爾毛在、又可仕奉支次爾毛在爾依天奈牟右大臣官爾治賜久止勅不」（朝野群載十二）と記されているように、天皇の伯父であることに依つており、またその故に終始天皇の側近としてあつたのである。政治的な面では忠平にその力は及ぶべくも無かつたが、特に文化的な面では大いに活躍している。

叔父高藤家のこの思いがけぬ繁栄は兼輔にとつても期待を抱かせるに十分なものであつたと思われる。然し、定国・定方と異つて、直接の血縁に無い（五親等）ので、将来が約束されていく訳ではなかつた。二十一歳にして父を失つた若い兼輔が社会的地位を求めようとする時、当時にあつて、てつとり早くしかも確実な方法は権力者と姻戚關係を結ぶ事である。その意味で、従兄定方の婿となつた事は中納言への道の第一歩であつたといえる。良門の男は利基と高藤の二人だけであり、兼輔は定方より四歳年少であるだけであつたので、おそらく幼少の頃から親しんでいたと思われるが、醍醐天皇の東宮時代、共に殿上しているから（公卿補任尻附）、その頃、即ち兼輔二十一歳以前には交遊があつたことは確かである。折から高藤・定国父子が旭日の勢いで昇進している時でもあり、兼輔は定方に対して、羨望と期待とを以て見ていたことであろう。とはいへ、兼輔は十代の若さでもあり、定方にしても後年ほどは恵まれていた訳でもなかつたから、そのような立場の違いは認めつゝも、親しい交遊は有つたと思われる。

兼輔が定方の娘に通い始めたのは「大和物語」一三五段によれば内蔵助の時である。

三條の右大臣のむすめ、堤の中納言にあひはじめたまひける間は、内蔵のすけて内蔵の殿上をなむしたまひける。女はあはむの心やなかりけむ、心もゆかずなむいますかりける。男も宮づかへしたまうければ、え常にもいませざりける。女、

たきものくゆる心はありしかどひとりはたえてねられざりけり

かへし、上ずなりければよかりけめど、えきかねば書かず。(日本古典文学大系)

内蔵助在官年次は、延喜三年二(正・歌仙伝)月廿六日から延喜十六年三月廿日内蔵権頭になるまでである。然し、延喜七年二月廿九日には兵衛佐、十三年正月廿一日には左少将となっている。内蔵助は六位相当官、兵衛佐は五位相当官。従つて、延喜二年従五下、十(六・歌仙伝)年正月従五上であつた兼輔が「内蔵助」の名で一般に呼ばれたのは、兵衛佐以前の延喜三年二(正)月廿六日以降七年二月廿九日以前の事であらう。二七歳から三一歳の間のことである。

この時定方は、三一歳から三五歳である。や、不自然のようにも見えるが、定方の娘能子が更衣から女御になつたのが延喜十三年十月のことである(紀略)から、入内したのはそれ以前である。従つて、延喜十年前後には結婚可能な年令の娘があつたのである。

また、兼輔の娘桑子が章明親王を生んだのが延長二年である(紀略・一代要記)。章明親王が元服したのは天慶二年(九三九)八月十四日のことである。「吏部王記」(西宮記親王元服

所引)に次の記事がある。

章明親王加元服、仍詣彼家、(中略)余召左少将^{兼サ}朝忠朝臣理髮了催二卿、加冠本家意在右大将、讓民部卿、々々々因辞

右大将即加之了(下略)(増訂故実叢書、西宮記第二、三三三頁)

「御遊抄」三御元服(統群書類従)によれば、「彼家」とは

「京極亭」であり、理髮の左少将は藤原朝忠(定方男)である。

源氏で該当する朝忠はいないから、「西宮記」の書入は誤りである。右大将は中略とした部分に明記するように藤原実頼である。

「御遊抄」では「右近衛大将藤原良世^{実頼}」とするが、良世は既に薨じており、「公卿補任」によつても右大将は実頼である。

問題は章明親王が定方女の孫即ち桑子が定方女の子であつたかどうかという点にある。「吏部王記」によれば、本家の意は

実頼に在つたという。本家が何故に実頼を望んだかといえ、

定方女能子が天皇の崩御の後実頼に配されていた(尊卑分脈・大和物語)ので、その姻戚関係によつて依頼しようとしたので

あらう。実頼が初め民部卿平伊望に譲つたのは、伊望は大納言

で五九歳、実頼は中納言で四十歳であつたからであらう。それを伊望が「固辞」したのは、本家と実頼との関係を知つていた

からであらう。理髮を定方男朝忠が勤めたのも桑子が定方の孫

であつたことを想定させる。また、仮りに定方の孫でないとする

れば入内も難しかつたのではないかとも思われる。

以上のことに依つて桑子は定方の孫娘であると考えてよいであらう。であれば、入内した延喜廿三年(延長元年)前後には

少くとも十五・六歳であつたとし、その誕生は延喜七・八年

以前である。従つて、兼輔が定方女に通い始めたのは、「大和

物語」が言うように「内蔵のすけ」のころ、つまり延喜三年二月から七年二月の間のことと考えて大過ないであろう。

定方の娘に通い始めた兼輔は、前引の「大和物語」に伝える所によれば、当初は訪れない夜が多く、娘の方も「あはむの心」が無かつたらしく、心楽しまぬ有様であったという。「たきもの」の歌には、心進まぬまゝに兼輔を迎え始め、しかも男は訪れないという屈辱感が窺える。「新拾遺集」恋四(一二三二)では、詞書が「(上略)未だ下臈に待りければ、女は逢はむの心やなかりけむ(下略)」とある。全面的には信用し難いにせよ、贈太政大臣の孫で、将来を約束された定方の娘であつてみれば、たかが従五位の内蔵助が通うようになったのは、何程かの失望ではあつたであらう。姉は醍醐天皇の後宮に入るのである。

定方の娘が後悔しつゝも、「たえてはひとりねられざりけり」と兼輔に詠み送らねばならなかつたのは、兼輔には別に妻が居たからである。

めのみまかりて後、すみける所のかべに、かの待りける時書きつ
けて待りける手を見待りて 兼輔朝臣

寝ぬ夢に昔のかべを見てしよりうつ、に物ぞかなしかりける

(後撰集 哀傷一四〇〇)

妻が死んでしまつてからは昼の間も夢の中の如くに過ぎて来たが、夢であれば再び逢えるであらうかと、妻の部屋に来てみれば、あの時と同じように、妻はおらず、その歌だけが壁に書かれてあつた。今更にはつきりと、妻を亡つた悲しみが胸を打つ。

「貫之集」(二七九六九)に「兼輔の中將」のめが死んだとあるから、中將であつた延喜十九年正月廿八日以降延喜廿一年五月卅日参議就任以前(但し中將は元のまま)である。また、貫之の詠は十二月晦日のことであるから延喜十九年正月廿八日以降延喜廿年十二月卅日以前の事である。

これが定方女でないことは、次に示す「勸修寺家文書」(大日本仏教全書・寺誌叢書三)によつて知られる。即ち、承平二年九月廿二日、定方の七々日態が行なわれた。

本家諷諭、調布三百端、五女女御左衛門督夫人命婦、中務卿小君藤原尹文妻

当時の「左衛門督」は藤原恒佐であるが、定方の娘で恒佐の夫人となつた者は無く、恒佐の子に定方の娘を母とするものはいない(尊卑分脈)。従つて、「左衛門督」は「大日本史料」がアてるように、当時右衛門督であつた兼輔である。即ち、兼輔の室となつた定方女はまだ生きていたのである。

定方の娘に通うようになった時、兼輔は既に三十に近かつた。おそらく、死んだ妻は定方女より早く通つていたと思われる。

(あるいは兼輔邸に迎えていたか)

長男雅正と四男庶正は共に定方女を妻としている(尊卑分脈)。仮りに、雅正庶正を定方女腹の男とすれば、母の実妹と結婚したことになる。敦慶親王と同母妹均子内親王が結婚した例もある(皇胤紹運録)が、不自然である。これを死んだ妻腹の男とすれば、定方女とは血縁ではなく、従つて万能性は大きい。また「後撰集」恋二(六七七)に

兼輔朝臣にあひはじめて常にもあはざりける程に 清正母

ふり解けぬ君がゆきぎの雲ゆま袂にとけぬこほりしにけり

という歌がある。「大和物語」一三五段の記事と符合するから、同一人物とすれば、その作者名を「清正母」（他本同じ）とするのは、雅正の母ではないこと、即ち雅正母は定方女ではないことを物語っているように見える。

固執はしないが、定方女が最初の妻ではなかつた可能性は大いにあると思われる。

女の恨むる事ありて親の許にまかり渡りて待りけるに、雪の深く降りて待りければ、あしたに女の迎ひに車遣はしける消息にくはへて遣はしける

兼輔朝臣

白雪のけさはつもれる思ひかなあはでふる夜のほどもへなくに

かへし

読人しらす

白雪のつもる思ひもたのまれず春よりのちはあらじと思へば

（後撰集恋六 一〇七一・一〇七二）

どのような理由か、また定方の娘か別の女かも判然としないが、親の許に帰るのは異常な行爲である。あるいは妻妾の確執でもあつたのであろうか。いずれすぐに消えてしまふであらうから、今車を遣わして、思ひは積るほど有るといつてもあてにはできないという女の返歌を見れば、一時的な激情によつて親の許へ帰つたとも思われない。死にあたっては前記の如き故き妻を偲ぶ歌を詠んでいるが、だからといつてそれを直ちに生前に及ぼすことはできない。（読人が判らないので、どちらがどうと判然とは分らないが。）

この二人以外にも、忍んで通つた相手は少なくなかつたらしいことが家集によつて知られるが、名の判明するのは次の「少将の内待」だけである。

忍びて通ひ待りける人、今歸りてなどたのめおきて、おほやけの
使に伊勢国にまかり、歸りまできて久しうとはす待りければ

少将内待

人はかる心のくまはきたなくてきよきなきさをいかですきけむ

かへし

兼輔朝臣

たがためにわれがいのちをながはまの浦にやどりをしつ、かはこし

（後撰集恋五 九四五・九四六）

伊勢に使したことは「大和物語」三六段にもみえて、齋宮の長命を寿ぐ歌を詠んでいる。あるいは同じ時のことであらうか。

「兼輔集」では詞書、「いせの齋宮にまいりてかへるころ、はやうしりたるをんなのもとより」とあり、左注として「このをんなは齋宮のないしといふ也」（西本願寺本）とする。歌詞の下二句「清きなきさにかでゆきけん」とする。詞書、歌詞からして、齋宮のないしとするのは不適當である。

この贈答でも、女の「歸つてからと約束しておきながら人をだますような汚がれた心でどうして伊勢の清浄な渚を通つたのでしょうか」と、批難されており、その返歌は、「命を延ばす長浜に宿つて来たのは、あなたの為なのだ」と軽くないなしている。当時の男女の贈答歌は大旨このようなものだが、前述のことなどを考えあわせて、兼輔も特に「輕薄非情の浮気者ではなかつた」といつても、また「誠実」という訳でもなかつたらしい。

定方女のことから記述が横道に入つてしまつた。定方と兼輔の結びつきは、姻戚関係が加わることによつて一層固いものになつた。兼輔は後盾と頼む所もあつてか、よく定方に心を尽し

ている。「兼輔集」によつてその有様を見ておこつ。

三条の右大臣どの、まだわかくおはせしとき、かたのにかりしたまひし時、をひてまで、

きみがゆくかたのはるかにき、しかどしたへばきぬるものにぞありける

いそぐことありてさいだちてかへるに、かのおとゞのみなせどの、花はなをもしろければ、それにつけておくる

さくらばなにはふをみつ、かへるにはしづこ、ろなきものにぞありける

京にかへりたるに、かのおとゞの御返事

たちかへりはなをぞわれはうらみてし人のこ、ろの、どけからねば

定方は「少壮より遊獵を好」（原漢文）んで、晩年にはその報を恐れて写経をしようと考えた（勸修寺文書）ほどの人物である。右の家集のような場面は一再ならずあつたことと思われる。

「いそぐこと」があつたにもか、わらず、遠く交野まで「した」つて来るなど、その心遣いが窺がわれる。また、桜につけての贈答も業平の歌（古今集・伊勢物語）を念頭においてのことである。あるいは「伊勢物語」八二段に見える惟喬親王と業平の交遊を兼輔は考えていたのであろうか。（但し、「古今集」（五

三）では「渚の院にて桜を見てよめる」とだけである。）

京ごくのいへのふちのが三月一日しけるに、三条の右大臣殿

かきりなくなにおふ、ちのはな、ればそこあもしろしうろのふかさに

返事

いろふかくにはひしことはふちなみのたちもかへらず君とまれどか

年次は判然としない。この贈答には一層はつきりと婿・被庇

護者としての姿勢がみてとれる。敦慶親王・醍醐天皇の薨崩に際しても故人を偲ぶ贈答が有る。

こうして兼輔は陰に陽に定方の庇護を受けることになる。朝廷に於るそれは次章に於て述べる。

三 宮廷の兼輔

官人としての兼輔は前記の如き官を歴て、延喜廿一年正月卅日参議（中将如元）となつた。少将、中将（藏人頭）を経てのコースは貴頭の家のそれである。主流ではなかつたとはいへ、定方の庇護もあつて、まだその程度の扱いは受けていたのである。また、当時は人材が少なかつた事も幸いしている。参議の定員は八名だが、延喜廿一年は兼輔を加えて五名である。八名が揃うのは延長五年のこと、その間は常に欠員があつた（公卿補任）。時平・忠平の男達がまだ若かつたのもまた幸運であつた。

官歴に於て特徴的なことは、東宮時代から一貫して藏人所に關係していることである。醍醐天皇は即位した時十三歳であつたから、東宮の殿上も、六位の藏人（延喜二年まで）も、もとより天皇の意向によるものではないが、自ら天皇や法皇との接触も多かつた。記録に残る例は次のとおりである。

延喜十六年九月廿三日、宇多法皇の石山寺参詣御幸があつた。

これに備えて、廿二日兼輔は急遽躬恒に命じて名所絵の屏風に歌を書かせ、当日は法皇の舟近くに侍らせて法皇を接待した（躬恒集）。左少将兼輔は近江介を兼ねていたのである。

峯岸義秋氏によれば、この御幸は「大和物語」一七二段に伝

える話と同じものである。(『平安時代和歌文学の研究』六八頁以下)「大和物語」は御幸に至る事情を次のようにいう。

亭子の帝、石山につねに詣で給ひけり。国の司、「民疲れ国ほろびぬべし」となむわぶるときこしめして、「異くにの御庄などにおほせて」とのたまへりければ、もて運びて御まうけをつかうまつりてまうでたまひけり。近江の守、いかにきこしめしたるにかあらむと歎

き恐れて、又無下にさてすぐし奉りてむやとて、掃らせ給打出の浜に世の常ならずめでたきかり屋どもをつくりて、菊のはなのおもしろきをうへて御まうけつかうまつれりけり。(下略)(日本古典文学大系)

言うように、この御幸には国司の反対があつた。延喜十年代に入ると早抜水害が年毎に襲い、宮廷の節会がその為に停止されることも少なくなかつた。御幸の前年十五年には、赤痢・皰瘡が流行した。「又、延喜十年以往の調庸末だ進まず。民身在りては咸く原免に従ふ。又、天下の百姓の當年の半俵を復す。是れ皰瘡流行の愁に依りてなり」(原漢文)と絶望の様相を呈していた。更に、十七年には、「七月以後炎旱連月、民間は飢渴し、群盜は巷に満ちたり」(原漢文—紀略)という状態であつた。「民疲れ国ほろびぬべし」とはそのような状況に於て発せられた国司(平中興)の言葉であつて誇張ではない。

峯岸氏は「内蔵権頭兼近江介のような立場にあつた人がその經費調達に奔放すれば、その実現は必ずしもむずかしくはなかつたであろう」(二〇二頁)と、兼輔の力によつて御幸が実現したかのように言われるが、たかが正五位下左少将兼内蔵権頭に宇多法皇の御幸を左右するだけの力があつたとは考えられない。宇多法皇は、風流者で権力を持たず、しかも儉約に勉めた人と

峯岸氏や高橋正治氏(『大和物語』塙選書)は言われるが、それは誤りであつて、出家後も俗人と変らぬ生活をしており、忠平を婿として現実的権力をも行使しうる立場を保つていた。その御幸には必ず朝廷から奉問使が遣わされ、自らそれを求めることさえあつたのである。この石山寺御幸でも少将俊俊が奉問使となつてゐる(石山寺縁起)。

前述のような経済的状况と法皇の権力とを考えれば、兼輔の力を過大に評価してはならないことが知られるであろう。事実、「異国々の御庄におほせて」御幸は決行されたのである。兼輔は法皇をどのような趣向で接待するか心を砕けばよいわけであり、それ以上のものではない。更に言えば、「民疲れ国ほろびぬべし」と歎いた国司の方がより見識があつたとも言えよう。結局は帰途を接待することになつたにてもである。

延喜十八年二月廿八日、天皇は法皇の六條院に行幸し、敦慶親王・忠平等と管絃の遊びを催し、博士等が詩を賦した。この時、兼輔は藏人頭として供奉し、降り出した雨の故に還御を翌日に延引することを進言している。結局、雨中還御したのだが(西宮記増訂故実叢書、第二八六頁)、兼輔は藏人頭として行幸の雑務に預つていたのである。遊宴には直接参加していない如くである。

翌十九年七月五日から天台座主増命の法華經進講のことが内裏で行なわれ、八月三日に至つて終り、退出した増命の房に、兼輔は祿の使として赴いている(扶桑略記)。これもおそらく藏人頭の故であろう。

また、忠平の許にも、延喜十六年正月(西宮記)廿年十二月十

二日(貞信公記)に勅使となつてゐる。十六年の場合は位記の使であつたが、それは藏人としてのことである。即ち、「西宮記」に引く「九記」承平五年正月廿四日条に「延喜十六年春、叙二位、其位記令兼輔朝臣被給、然則便藏人可給者也」(第一・二七頁)とあることによつて察せられる。

他にも勅使となつた例はあつて、「大和物語」に次のような話が伝えられている。

堤の中納言内裏の御つかひにて、大内山に院の帝おはしますまいりたまへり。物心ほそげにておはします、いとあはれなり。たかき所なれば雲は下よりいとおほくたちのぼるやうにみえければ、かくなむしらくものこゝのへにたつみねなれば大内山といふにぞありける

(三五段)

伊勢のくに前の齋宮のおはしましける時に、堤の中納言勅使にてくだり給て、

くれたけのよよの宮こときくからに君はちとせのうたがひもなし

おほむかへしはきかず。かの齋宮のおはします所はたけの宮となむいひける。

(三六段)

年次は明確にしがたいが、他の勅使が延喜十六年以降のことであるから、少くとも十三年の少将以後のことであろう。

大内山(仁和寺)での詠歌をみるに、「いとあはれなり」というのは兼輔の気持ではなく「大和物語」作者(この話の伝達者)のそれであり、「たかき所なれば雲は下よりいとおほくたちのぼるやうにみえ」たというのは、齋宮勅使の段で「かの齋宮のおはします所はたけの宮となむいひける」と左注の形で歌の解説をしていると同じように、「白雲の九重にたつ」の子備

的解説であつて実景ではないであろう。「白雲の」の歌は兼輔が法皇の「寂寥をお慰め申しあげ」ようとした(峯岸氏)といふより、法皇や齋宮などに使した場合、ともかくもめでたい歌を詠んで奉るのがきのきいた礼儀であつたのであろう。

この話は、法皇と兼輔との私的な交渉を示すものではない。むしろ、大内山を現実にはありえない内裏に見立てるなど、多少とも追従を示す如くである。

また、法皇が催した歌合には、歌人としても方人としても参加していない(萩谷朴「平安朝歌合大成」)。法皇の歌合の場は近親(姻戚関係者も)近臣(旧朝側近・院司等)によつて構成されるが、それに参加してゐないのは、特に法皇の近臣といふ訳ではなかつたことの一証であらう。

法皇に対しては前述の如く目立つた交渉はないが、天皇の場合には時に近くに待つてゐる。

延喜十三年秋内裏で菊合が催され、兼輔は二首を詠進した。

『平安朝歌合大成』によれば、歌人としては外に、興風(一首)。

延喜四年上野権大掾季繩(二首)延喜十六年左衛門佐是則

(四首)少監物伊衡(一首)左兵衛佐貫之(一首)大内記

躬恒(三首)和泉権掾である。いずれも「歌人」とみなされて

いた人物である。であれば、兼輔もまた「歌人」(歌を詠む

人の意)とみなされていたと考ええてよいであらう。猶、歌合の

場に列したかどうかは不明である。

延喜十七年閏十月、内裏で菊の宴が催された。「新儀式」(群書類従)に

左衛門督藤原朝臣猷御挿頭、便献倭歌、御和之後、藤原朝、

臣下殿拝舞、次読待臣所献和歌、

とある。左衛門督は定方である。兼輔も待臣の一人として和歌を献じている。「兼輔集」に、

十月ふたつあるとし、おまへのきくのえに

神無月ふたつあるとしの時雨には一本菊ぞ色こかりける
とあるのがそれである。

延喜十九年十二月廿一日、佛名の後導師雲晴を特に権律師となした(西宮記佛名)。その宴で、定方は天皇に挿頭を奉り、和歌を献じ、更に「この歌を雲晴にたまはずとて」御製があつた(三条右大臣集)。この時兼輔は雲晴の任権律師を祝う歌を詠み、また雲晴に代つて、

日の光ちかきあしたはいたゞきのしもこそとけてそでぬらしけれ
と、感謝の歌を奏上した(兼輔集)。

以上の例は、兼輔が和歌を能くする人としても遇されていたことを示しているが、これらの宴に侍しえたのは、藏人・藏人头として天皇の近くに侍していたことに依る所が大きい。これに定方の存在が加わって前記のような仕儀となつたのである。即ち、順に、

左衛門督藤原朝臣候御前、傳作勝負、(古今著聞集十九御記)
佐衛門督藤原朝臣献御挿頭、便献倭歌、(新儀式)
更召雲晴法師、令唱一句、詔令右大将藤原朝臣仰云、奉仕佛
名事年已久、殊任権律師(西宮記御佛名裏書)

と定方が関係し、しかも主唱しているらしいのである。従弟であり婿でもある兼輔を事あるたびに引き立てていたことを物語っている。特に、歌合や遊宴では忠平より定方の方がより活躍

しているから、定方の配慮と考えてさしつかえない。

そのような定方に対して兼輔は感謝し、且つ期待する所も有つてか、延喜十三年十月、尚待満子の四十賀の爲の屏風歌を詠進している(兼輔集)。満子は高藤の娘、即ち定方とは兄妹である(尊卑分脈)。この詠進は一種の追従であるが、当時左少将従五位上であり、家勢の傾いていた兼輔には、延喜時代中納言まで昇つた人物で屏風歌を詠んだ者はいないにもか、わらず、屏風歌を詠む事にさして抵抗感は無かつたであろう。中納言にまで昇りえたのが予想外のことであつたからである。

こないしのかみのすみたまひしとき、ふちつばにてきくの賀、みかどのせさせたまひけるに。

紫の一本ぎくはよろづよを武蔵野にこそ頼べらなれ

この「兼輔集」の歌は、「古今集」の

紫の一本ゆゑに武蔵野の草はみながらあはれとぞ見る

を本歌としている。即ち、天皇の寵を得ている満子・定方兄妹との血縁をいい、延いては天皇との血縁を暗示してその恩顧を訴えたのである。であれば、現実にはそのように遇されることの薄かつた事を消極的ながら物語るであらうか。

勅使の場合も遊宴の場合も、延喜十六年頃からはその例が見えるようになるのは、十三年少将、十六年内蔵権頭と朝廷に於て一応の地位を確保し、定方も中納言まで進んで(十三年)ようやく天皇の伯父としての立場から事を行いうるようになっていたことにも依ると思われる。

娘桑子を未だ入内させていなかつたこの時期(特に藏人头以前)は、天皇との関係は、主として定方を通してのそれであり、

前述したように、兼輔の方から血縁を意識することはあつても、天皇の側からのそれは薄かつたであろう。確かに「近臣」ではあつたが、(それも延喜後半)、例えば源公忠がそうであつたような意味での「寵臣」ではなかつたようである。

桑子入内の下地は藏人頭時代に作られたと思われるが、(入内は延喜末―延長初・即ち藏人頭から参議に昇つた頃)その頃からは、天皇・定方・兼輔という結びつきが定方を介して生じつつあつたと、天皇・定方の結びつきに比して天皇・兼輔のそれは弱かつたにせよ、言つてよいと思われる。

猶、この期のこと、して兼輔の交遊関係について述べなければならぬ。それは所謂「小世界」(兼輔サロン)についての問題でもある。藤岡氏や目崎氏の論証の手續に於ても結論に対しても疑議を抱くものであるが、論ずるには相当の紙幅を要することなので、他日改めて詳しく論じたいと思つている。

註

①「公卿補任」「日本紀略」等に承平三年二月十八日號五十七とあるのにより逆算。また、「公卿補任」「歌仙伝」「古今集目錄」では六男とするが、「尊卑分脈」では四番目である。

②定方については、村瀬敏夫「三条右大臣論―古今集以後の宮廷和歌における役割」(東海大学紀要文学部 第八輯 一九六六年)参照。

③「貫之集」(一七九二六)でも「兼輔の兵衛のすけ」と呼んでいる。

④「後撰集正義」(統群書類従)に「人の親の心はやみにあらねども子と思ふ道にまどひぬるかな」の歌の注として、「彼納言のむすめの十六にないけるをかたちおかしげなりとて延喜帝にめされにけり」とある。但し、

根拠不明。

⑤西本願寺本は「西本願寺本三十六人集精成」(久曾神昇)による。以下「兼輔集」は同本を用いる。

⑥延喜十六年までの例を挙げれば、延喜八年重陽、九年正月内宴・七月相撲、十年正月朝賀・重陽、十一年正月朝賀・内宴、十三年重陽、十四年正月朝賀・内宴、十五年重陽、十六年正月朝賀・内宴がある(紀略)

⑦法皇の政治的立場については、目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」・黒板伸夫「藤原忠平政権に対する一考察」(以上「延喜天曆時代の研究」所収)・角田文衛「紫式部とその時代」等参照。

法皇の御幸については、「大和物語」二段に、朝廷の使をたがへつ、あるいたというが、これは話の効果を考えての虚構であろう。一四五・一四六段に、上達部殿上人を具しての例がある。この方が事実に近いであろう。なお、「扶桑略記」昌泰元年十月廿日以下・延喜五年三月廿一日(条、「西宮記」(故実叢書第二・八四頁)「竹生嶋縁起」(群書類従本)等に御幸の記事がある。

⑧群書類従本・歌仙家集本兼輔集では「幽仙」とするが、幽仙は昌泰三年没しており(天台座主記)誤りである。

⑨家永三郎「上代倭絵年表」

⑩「大鏡」昔物語に、公忠が「ひたぶるの鷹飼」であることをある殿上人が誘つたところ、天皇は「一度政をかかて公事をよろづ勤めて後にともかくもあらむはなんでふ事かあらむ」と庇つたと伝え、「大和物語」一三三段に、或る夜、公忠を供に「みそかに宮すん所たちの御曹司どもを見ありかせ給」うたという。私的な面での、また天皇の側からの信頼という点では公忠には及ばない。